



**JASDAQ**

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社ピーシーデポコーポレーション**  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 野 島 隆 久  
役 職 氏 名 (コード番号 7618 JASDAQ)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 羽 江 三 世 士  
経 理 財 務 本 部 長  
TEL 045-472-7795

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の強化・充実を図るため、定款第 19 条（取締役の員数）について、取締役の員数を 10 名以内から 12 名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条第 2 項（取締役の責任免除）及び第 42 条第 2 項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) その他、号数の新設に伴い号数の変更、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

取締役会決議	平成 27 年 5 月 12 日
株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以 上

## &lt;定款変更の内容&gt;

(注) 下線は変更部分を示します

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (条文省略)</p> <p>25. インターネット付随サービス、電気通信等のネットワークを利用した商品の企画、制作、販売及びその販売代理店並びに取次代理店業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>26. ～36.</u> (号数の繰り下げ)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～24. (現行どおり)</p> <p>25. インターネット付随サービス、電気通信等のネットワークを利用した商品の企画、制作、販売、<u>付帯工事、保守、修理及びその他関連する業務</u></p> <p><u>26. 前号における商品の販売代理店並びに取次代理店業務</u></p> <p><u>27. ～37.</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償</p>

<p>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
--	---

以 上